

さいたま市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 東部：綾瀬川・元荒川流域

(1) 現況

本地域は、水稻や転作作物で特産品のクワイの外、小松菜・山東などの施設栽培が活発な地域であり、JA中心の市場出荷が行われている。生産性に向上により従来の産地形成を強化し、市場出荷を軸とした活性化が期待されることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となってくる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中部：見沼田圃地域

(1) 現況

本地域は、水稻をはじめ、植木・苗木・直売向けの野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園、野菜・花き・植木が作付けされ、チコリーのブランド化も進められている。都市近郊の立地条件を活かした農業の活性化が期待されることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となってくる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 西部：荒川流域

(1) 現況

本地域は、県内有数の米の生産地帯になっている外、梨・ぶどうなどの果樹や野菜

が栽培されている。直売やグループ出荷を軸に活性化が期待されることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となってくる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	綾瀬川・元荒川流域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	見沼田圃地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	荒川流域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域 設定しない。

5 その他促進計画の実施に關し市町村が必要と認める事項

該当なし。

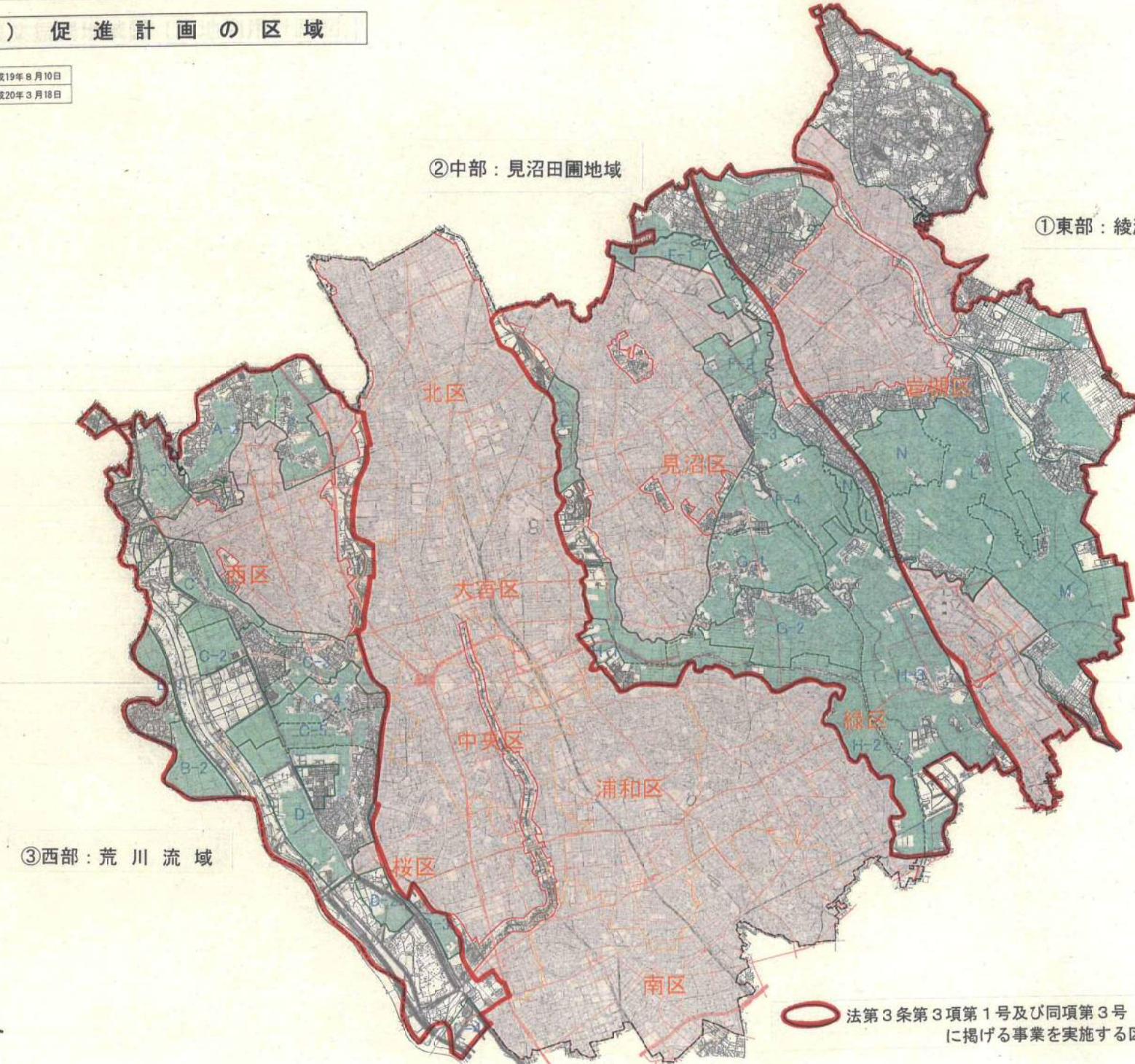
(別紙) 促進計画の区域

地域指定年月日	平成19年8月10日
整備計画策定年月日	平成20年3月18日



②中部：見沼田圃地域

①東部：綾瀬川・元荒川流域



凡 例	
-----	市町村界
———	都市計画道路
□	市街化区域
———	農業振興地域界
-----	地区・区域界
A-1	地区・区域番号
———	区界
緑区	区界名称
■	農用地区域